

令和2年度 いじめ防止対策基本方針 江川小学校

いじめ防止対策推進法に基づき、本校児童が安心して充実した学校生活を送ることができるように、いじめ防止等を目的として、以下のように基本方針を策定する。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 基本理念（いじめに対する姿勢）

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案の対処については、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下に行う。

2 いじめ対策の校内組織の設置

本校では、いじめ防止等の対策のための校内組織を以下のように設置する。

(1) 名 称	「いじめ対策協議会」 (平時は「生徒指導協議会」)	「いじめ対策委員会」 (平時は「生徒指導部会」)
(2) 構 成 員	・ 全教職員	・ 平時は、校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭とする。事案発生時に該当担任が加わる。 ・ 校長の判断により S S W 等、外部機関の関係者の参加もある。
(3) 役 割	・ 毎月1回程度、全教職員でいじめを含む生徒指導上の問題について情報交換や協議を行う。また、必要に応じていじめ防止に関する研修を行う。	・ いじめ防止基本方針の見直し、調査、評価等の実施を行う。 ・ 事案発生時いじめの措置に関する取り組みの意志決定を行う。 ・ いじめに関する研修を推進する。

3 いじめの未然防止、早期発見・早期対応等に関する取組みと行動計画

(※ 内容は【別表】による)

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校の欠席を余儀なくされている疑いがあるなど、重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。そして、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡・支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は、教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校評価と合わせ、その結果を公表する。評価方法は、職員・児童・保護者・学校関係者によるアンケートとする。

【別表】

3 いじめの未然防止，早期発見，早期対応等に関する取り組みと行動計画

(1) 学校を主体とした取り組みについて

			児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			☐ 規範(ルール)意識の徹底 ☐ 基礎的・基本的な学力の定着 ☐ 自己有用感を高める働きかけ ☐ 情報モラルの徹底	☐ 生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ☐ 家庭学習の習慣化 ☐ 地域での様々な体験への参加 ☐ 携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり
いじめの早期発見			☐ 教育相談・学校生活アンケート等による情報収集 ☐ 集団から離れ、一人である児童への声かけ ☐ 持ち物にいたずら・紛失があった際の即時対応	☐ 日常での子どもとの会話づくり ☐ 友達関係についての見守り ☐ 子どもの持ち物の確認
いじめの措置	暴力をとまわらない	(被害) いじめられた側	☐ 本人や周囲からの聞き取りによる，精神的な被害の的確な把握と迅速な初期対応 ☐ 教師による見守りや見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ☐ いじめの原因と背景の調査による根本的解決	☐ 子どもを守る強い姿勢を見せることや子どもの話をよく聞き，事実や心情の把握 ☐ 問題解決に向けた学校の方針の理解と協力
		(加害) いじめた側	☐ 事実を確認して，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ☐ いじめの原因と背景の調査による根本的解決 ☐ 児童相談所等との連携	☐ いじめられた子どもを守る対応についての理解 ☐ 冷静に事実を確認することと，子どもの言い分を聞くこと ☐ 被害児童と保護者への適切な謝罪など
	暴力をとまなう	(被害) いじめられた側	☐ 本人や周囲からの聞き取りによる，身体的精神的被害の的確な把握，迅速な初期対応 ☐ 教師による見守りや見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり ☐ いじめの原因と背景の調査による根本的解決	☐ 子どもを守る強い姿勢を見せることや子どもの話をよく聞き，事実や心情の把握 ☐ 問題解決に向けた学校の方針の理解と協力
		(加害) いじめた側	☐ 事実を確認して，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ☐ いじめの原因と背景の調査による根本的解決 ☐ 警察や児童相談所等との連携	☐ いじめられた児童を守る対応についての理解 ☐ 冷静に事実を確認することと，子どもの言い分を聞くこと ☐ 被害児童と保護者への適切な謝罪など
	行為がわかりにくい	(被害) いじめられた側	☐ 苦しい気持ちへの共感と，「いじめ」から全力で守ることの約束 ☐ 本人や周囲からの聞き取りによる，つらさの的確な把握，迅速な初期対応 ☐ いじめの原因と背景の調査による根本的解決	☐ 子どもを守る強い姿勢を見せることや子どもの話をよく聞き，事実や心情の把握 ☐ 問題解決に向けた学校の方針の理解と協力
		(加害) いじめた側	☐ 事実を確認して，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ☐ いじめの原因と背景の調査による根本的解決 ☐ 関係機関（カウンセラー等）との連携	☐ いじめられた児童を守る対応についての理解 ☐ 冷静に事実を確認することと，子どもの言い分を聞くこと ☐ 被害児童と保護者への適切な謝罪など
	直接関係がない児童		☐ 傍観することがいじめに加担することと同じであること，いじめられた児童の苦しさの理解 ☐ 言いなりにならず，自分の意志で行動することの大切さの指導	☐ いじめに気付いた場合，傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ☐ どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

(2) 家庭や地域との連携について

各家庭 (PTA) での取り組み	☐ 子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発をする (PTA主体による教育講演会の実施等) ☐ 子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけないときにははっきりと叱ることの 実践と啓蒙 ☐ 父親の子育てへの積極的参加を啓発する
地域での 取り組み	☐ 子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼をする ☐ 近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡を依頼する

(3) 年間行動計画について(未然防止・早期発見と研修及び資料の収集と整理)

		未然防止・早期発見と研修 項目	資料の収集と整理 具体計画
一 学 期	4	☐ 学級実態把握, 児童相互の関係の把握 ☐ 望ましい人間関係の在り方指導(同年齢) ☐ いじめ防止対策の方針についての周知(PTA総会) ☐ 保護者との教育相談 ☐ 生徒指導協議会	・児童観察, 家庭環境調査, 定期健康診断など ・家庭訪問
	5	☐ 個人的な悩みや不安の解消 ☐ 望ましい人間関係の在り方指導(異年齢) ☐ 生徒指導協議会 ☐ 生徒指導アンケート ☐ 定期教育相談の実施	・係・児童会・クラブ活動, 学校行事(運動会) ・第1回QUテスト
	6	☐ 生徒指導協議会 ☐ いじめに関する校内研修	・人権教育と連携した校内研修 ・前期学校生活アンケート, 教育相談
	7	☐ 保護者との教育相談 ☐ 生徒指導協議会	・第1回学校評価アンケート
二 学 期	8	☐ 生徒指導協議会	
	9	☐ 登校しぶり・不登校調査 ☐ いじめ対策協議会 ☐ 生徒指導協議会 ☐ 規律・ルール徹底	
	10	☐ 自己有用感を高める活動 ☐ 生徒指導協議会	
	11	☐ 生徒指導協議会 ☐ 生徒指導アンケート ☐ 定期教育相談の実施	・学校行事(江川っ子まつり) ・後期学校生活アンケート, 教育相談 ・第2回QUテスト
	12	☐ 保護者との教育相談 ☐ 生徒指導協議会	・個別懇談会 ・第2回学校評価アンケート
三 学 期	1	☐ 生徒指導協議会 ☐ 登校しぶり・不登校調査 ☐ 学級集団を高める活動	・特別に支援を必要とする児童の共通理解
	2	☐ 生徒指導協議会 ☐ 基礎的・基本的な学力の把握 ☐ 生徒指導部会(教育課程編成)	・学力テストNRT
	3	☐ 生徒指導協議会	・新年度への引き継ぎ

(4) 記録について

いじめの早期発見のため、教育相談や学校生活アンケート調査については、「学級経営誌」や「生徒指導アンケート」に記入し、綴る。また、いじめが発見され、その措置や経緯については、別途の記録用紙に保存し、その記録を、当該担任、生徒指導主事、養護教諭、教頭、校長が閲覧できるようにする。その記録の公開については、校長の判断のもと決定する。

(5) 重大事態への対応フロー

① 重大事態とは次のことを意味する。

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ☐ 児童が自殺を企図した場合
- ☐ 児童が身体に重大な障害を負った場合
- ☐ 児童が金品等に重大な被害を被った場合
- ☐ 児童が精神的な疾患を発症した場合
- ☐ ネット上の書き込みにおいて誹謗中傷がなされた場合 等を想定

イ 一定期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(一定期間とは、欠席日数が年間30日を目安とする)

② 重大事態の判断の留意点

ア 児童から重大事態が発生したと申立てがあったときは、その時点で担任やその他の教職員が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

イ 保護者から重大事態が発生したと申立てがあったときも同様とする。

③ 学校が調査主体となる場合の対応は、教育委員会の指導のもと以下のように進める。

1 調査組織（いじめ対策委員会）の設置



- ・ 校長、教頭、教務主任、該当担任、生徒指導主事、養護教諭からなる調査組織を必要に応じて設置する。
- ・ 第三者として中立的なスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加を図る。

2 調査組織で、事実関係を明確にするための調査の実施



- ・ 関係者への聞き取りを行い、いじめの行為の事実関係を、可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 学校、教職員に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合って調査する。必要に応じて新たな調査も実施する。

3 いじめを発生確認後の早期解決に向けた組織的な対応



- ・ いじめの発生の確認後、全教職員が以下のような複数のチームに分かれ、同時進行で対応する。（チームの編成については、内容に応じて便宜変更する）
 - ① いじめを受けた子どもへの心のケアと復帰に向けた働きかけを行うチーム
 - ② いじめを行った子どもへの継続的な指導と後世に向けた働きかけを行うチーム
 - ③ 他にもいじめを受けていないか緊急のアンケートや聞き取りを行うチーム
 - ④ いじめを受けた子どもを温かく迎える学級作りを支援するチーム

4 調査や対応等の結果を教育委員会に報告



- ・ いじめを受けた児童や保護者が希望する場合は、調査結果にいじめを受けた児童や保護者の意見書も添えて報告する。

5 事実の経過観察と再発の防止に向けた取り組み



- ・ 引き継ぎ児童の経過観察を継続し、再発防止に向け、「心の教育の重点化」「気になる児童の全職員での共有」「いじめアンケートの内容や実施頻度の見直し」等を全教職員行い、取り組みを強化していく。

いじめのない、いつもの江川小学校へ

（6）重大事態発生時は教育委員会が調査主体となる。